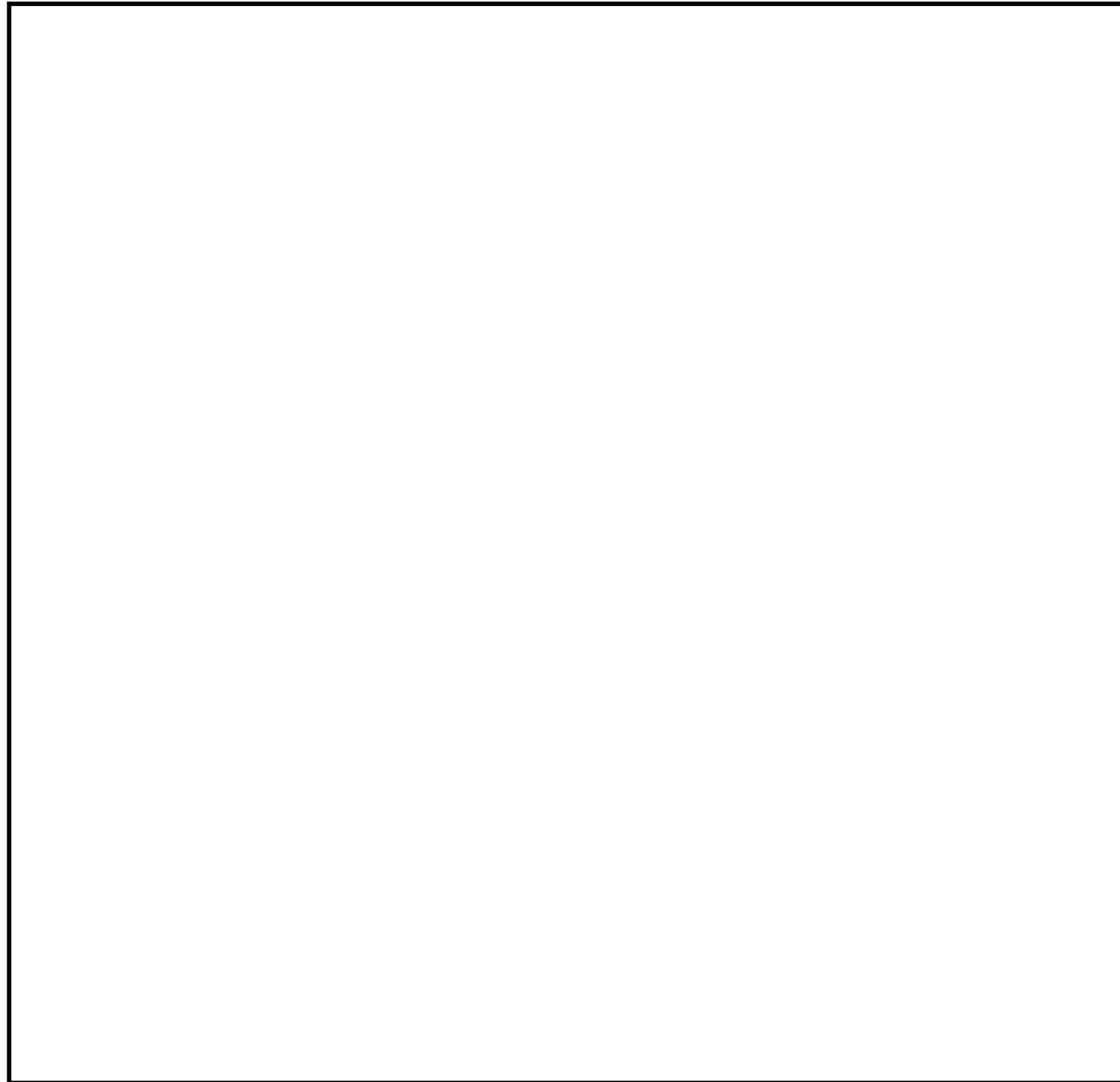


設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の整理表



設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の配置図

設備名称	基準津波		敷地に遡上する津波	備考（津波防護対策上の特徴等）
	第5条	第40条		
原子炉建屋				重大事故等対処施設及び設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包
タービン建屋		-	-	重大事故等対処施設の津波防護対象設備は内包しない。
使用済燃料乾式貯蔵建屋		-	-	重大事故等対処施設の津波防護対象設備は内包しない。
格納容器圧力逃がし装置格納槽	-			重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包するT.P. + 8mの敷地に設置される地下格納槽。T.P. + 8mの天端に開口部を設けることから、浸水防止対策を講じる。フィルタ装置出口配管は、建屋及び区画に内包されない設備であるとともに、格納容器圧力逃がし装置の流路であることから漂流物対策を講じる。
常設低圧代替注水系格納槽	-			重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包するT.P. + 8mの敷地に設置される地下格納槽。T.P. + 8mの天端に開口部を設けることから、浸水防止対策を講じる。格納槽は、代替淡水貯槽、常設低圧代替注水系ポンプ室、常設低圧代替注水系配管カルバートで構成される。
緊急用海水ポンプピット	(-)			重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包するT.P. + 8mの敷地に設置される地下格納槽。T.P. + 8mの天端に開口部を設けることから、浸水防止対策を講じる。 (-) モータ設置エリア床面が原子炉建屋への津波の流入経路となるため浸水防止処置を講じる。 換気用配管は、建屋及び区画に内包されない設備であるとともに、漂流物の衝突による損傷箇所が緊急用海水ポンプピット内への津波の流入経路となる可能性があることから漂流物対策を講じる。
常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部及びカルバート部）	■			重大事故等対処施設及び設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包し、トンネル部は地下岩盤内に設置される。立坑内の西側接続口貫通部が津波の流入経路になり得ることから、当該配管等の貫通部に止水処置を講じる。
常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）	■			重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包し、地下でトンネル部と接続する。立坑部地下1階に可搬型設備接続用の電源盤が設置されており、アクセス用開口部が設けられていることから浸水防止処置を講じる。貫通部止水処置は のとおり。
常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口及び高所西側接続口含む）	-		(-)	重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する区画で躯体天井は屋外開放 (-) 敷地に遡上する津波は到達しない高所の位置付けとなり浸水防止対策は不要である。屋外タンクからの数cmの溢水が想定されるが区画壁の開口部下端位置が敷地より20cm高い位置にあることから、区画内に溢水は侵入しない。ただし自主対策として浸水防止処置を講じる。
■ 常設代替高圧電源装置置場（DB / SA用シャフト）	■	■	■	常設代替高圧電源装置置場の区画内に設置され、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する。地下で常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部）と接続し、シャフト天井部（常設代替高圧電源装置置場床面）に開口部を有するが、 に記載のとおり、区画内に溢水による水は侵入しないことから新たな浸水防止対策は不要。常設代替高圧電源装置は、自然条件の大雨を考慮した設計となっている。
海水ポンプ室			(-)	(-) 防護対象ではないが、津波の流入経路の浸水防止対策はT.P. + 24m津波に対し機能保持
非常用海水系配管（屋外二重管）			(-)	(-) 防護対象ではないが、敷地に遡上する津波の流入経路となるため接続する原子炉建屋側で止水処置
排気筒				防護対象ではあるが、津波・地震に対し構造上十分な強度を有することを確認。新たな津波対策は不要
軽油貯蔵タンク（地下式）			(-)	止対策は不要であるが、屋外タンクからの溢水に対しては自主対策の浸水防止処置を講じる。
可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）	-			基準津波及び敷地に遡上する津波のどちらも到達しない高所（T.P. + 23m）
可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）	-			基準津波及び敷地に遡上する津波のどちらも到達しない高所（T.P. + 25m）
緊急時対策所建屋	-			基準津波及び敷地に遡上する津波のどちらも到達しない高所（T.P. + 23m）
SA用海水ピット取水塔	-			水中に設置され突起物がないことから、浸水防止対策及び漂流物衝突対策は不要。ただし、漂流物堆積による取水部の閉塞影響を評価する。
海水引込み管	-			岩盤内地下部に設置され常時海水環境にあることから津波防護対策は不要
SA用海水ピット	(-)	(-)	(-)	(-) (-) T.P. + 8mの敷地の地下部に設置されT.P. + 8mの天端に開口部を設けることから、基準津波の防潮堤内側への流入経路となるため浸水防止対策を講じる。 (-) 敷地に遡上する津波への浸水防止対策は不要。ただし、基準津波に対する天端の浸水防止対策はT.P. + 24m津波に対しても機能保持。
緊急用海水取水管	-			岩盤内地下部に設置され常時海水環境にあることから津波防護対策は不要
原子炉建屋東側接続口	-			建屋及び区画に内包されない設備かつ津波が到達するエリアの地上部に設置されるが構造上浸水経路がないことから浸水防止処置は不要。ただし漂流物対策を講じる。
原子炉建屋西側接続口	-			建屋及び区画に内包されない設備かつ津波が到達するエリアに設置されるが構造上浸水経路がないことから浸水防止処置は不要。また、地下格納槽内に設置されることから漂流物対策は不要

枠囲いの内容は、商用機密又は防護上の観点から公開できません。